

社会福祉法人那賀町社会福祉協議会 役員の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人那賀町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款に基づく役員の報酬及び費用弁償について必要な事項を定める。

(報酬)

第2条 本会の役員は、無報酬とする。ただし、理事たる会長には、勤務1日につき日額10,000円（半日の場合は、5,000円とする。）の報酬を支給することができる。

(費用弁償)

第3条 本会の役員が公務のために旅行したときは、費用弁償として旅費を支給することができる。

2 前項の規定により支給する旅費の額等については、次のとおりとする。

- (1)旅費の種類は鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料とする。
- (2)鉄道賃、船賃、航空賃は、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- (3)車賃は、1キロメートルにつき21円とする。
- (4)日当は、県外のみ日額2,200円とする。
- (5)宿泊料は、県内は日額7,500円、県外は15,000円とする。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要と認めた場合はその都度会長が定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。